

# ジパング倶楽部「会員証」と「会員手帳」一体化のご案内

ジパング倶楽部会員の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、この度ジパング倶楽部では、これまでご使用いただいていた、ジパング倶楽部の会員証並びに会員手帳が、別々になっているため紛失等のリスクが高かったことから、2019年3月1日以降発行の更新手帳から、会員証を会員手帳の内部に印刷したものへと変更いたします。

会員手帳の会員証部分に顔写真を貼ることで、会員手帳に会員証の役割も持たせております。

つきましては「新会員手帳」での割引きっぷの購入時や、割引きっぷをご利用されてのご旅行時には、下記のようにお取り扱いいただきますようお願い申し上げます。

## 【「新会員手帳」到着後のお取り扱いについて】

- ・これまで使用されていた、会員証はご自身で廃棄をお願いします。
- ・きっぷのご購入、ご利用時には有効な新会員手帳をお持ちください。
- ・新会員手帳の会員証部分に必ず、ご本人の顔写真の貼り付けが必要です。顔写真を貼り付けていない新会員手帳はご利用いただけません。取扱窓口にて更新をされる会員様は、必ず顔写真をご持参ください。係員が貼り付けをいたします。なお、「郵便払込」及び「おまかせ郵貯更新サービス」をご利用の会員様については、ご自身でお貼りいただくこととなります。
- ・顔写真は脱帽して上半身を写したもので、直近6カ月以内に撮影したものとし、ご本人様が確認できるものとしてください。
- ・これまでの会員証と会員手帳をお持ちの会員様が、紛失などのため会員手帳を再発行する場合は、会員証が一体化された新会員手帳となるため、上記と同様のお取り扱いとなります。
- ・今後は、更新される毎に顔写真が必要となります。(1年毎)

(参考)2019年3月1日以降も会員証と会員手帳が別々になったものをご利用される会員様

- ・きっぷの購入、ご利用時にはこれまで通り、乗車日に有効な会員証・会員手帳の両方をお持ちください。
- ・次回更新の際に、「新会員手帳(会員証一体型)」を発行いたします。

### ご注意

現行の会員証は2020年3月末をもって使用できなくなります。